

「五感で感じる、自然と文化 南会津」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この使用基準は、福島県南会津地方振興局（以下、「振興局」という。）が、策定したロゴマークを使用する場合の取扱に関し必要な事項を定める。

(ロゴマークの管理)

第2条 「五感で感じる、自然と文化 南会津」ロゴマーク（以降、「ロゴマーク」という。）の使用に関する一切の権限は福島県に帰属し、福島県南会津地方振興局が管理する。

(ロゴマークの種類及びコンセプト)

第3条 ロゴマークの種類及びコンセプトは、別紙に掲げるものとする。

(使用の基準等)

第4条 ロゴマークは、南会津地域の観光等を広くPRする目的で使用する場合に、使用できるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には使用することはできない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反するおそれがあるとき
- (2) 特定の個人、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (3) 信用・品位を害する、又は害するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するとき
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売するとき
(例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島県南会津地方振興局長（以下「振興局長」という。）が不適当と認めたとき

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ「五感で感じる、自然と文化 南会津」ロゴマーク使用届出書（第1号様式）を振興局長に提出しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は届出を省略することができる。

- (1) 国、または地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人や団体等が営利を目的とせず南会津地域の観光等のPRで使用するとき。
- (4) その他、振興局長が適当と認めたとき。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは「五感で感じる、自然と文化 南会津」ロゴマーク使用変更届出書（第2号様式）を振興局長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できるデザインは第3条別紙に掲載されているもののみとする。

(2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること（南会津ロゴマークレギュレーションを参照のこと）。

(3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。

(4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに振興局長へ提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(使用改善・使用の差し止め)

第7条 振興局が、ロゴマークについて、第4条及び6条を逸脱する使用を発見したときは、振興局長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、振興局長は使用の差し止めを求めることができるものとする。

(使用料)

第8条 使用料は、原則として無償とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマークの使用期間は届出書受理日から最長2年間とする。

(振興局の非推奨等)

第10条 ロゴマークの使用した物品等又は使用者について、振興局による推奨や商品の品質保証を示すものではない。

附則

(施行期日)

この使用基準は、令和6年4月15日から施行する。

(別紙)

「五感で感じる、自然と文化 南会津」ロゴマークの種類等

1 ロゴマークの種類

	タテ型	ヨコ型
カラー版		
モノクロ版		

2 ロゴマークのコンセプト

このロゴマークは、花が風に揺れた時にぱっと跳ねるしずくを組合せ、人が感じる瞬間を表しています。動きのある組合せで躍動感や期待感を与え、旅を考えている方への「さあ、南会津に行こう」を後押しします。

4つの色は、オレンジ系が太陽や光、花々を、青系が湖沼や河川、清らかな水を、緑系が木や山、新鮮な空気を、黄系が食、文化、エネルギーを表し、さらに、南会津地域の4町村であることも関連付けています。

また、キャッチコピー「五感で感じる、自然と文化」は、南会津地域の雄大な自然や歴史・暮らしに息づく文化など、多様な旅の魅力を分かりやすく表現しています。